

横須賀市における変動制の最低制限価格について

1 横須賀市の状況

横須賀市では、平成16年から以下により最低制限価格を設定している。

対象案件	予定価格及び設計金額を事前公表する案件。
設定方法	入札金額の低いほうから6割の札の平均額を算出し、その平均額に90%を乗じた値を最低制限価格としている。 ただし、入札参加数が5者未満の場合は、最低制限価格を設けない。

2 本県の考え方

- 最低制限価格の変動制について、総務省自治行政局行政課は「最低制限価格は一定の履行水準確保のために設けるものであり、個別の契約内容に応じて履行水準を考慮し定めるものであることから、変動することは想定しておらず、望ましくない。」との見解である。（平成19年12月21日、第6回入札制度等監視委員会資料）
- 最低制限価格は工事の履行水準を確保するために設定するものであり、変動制をとれば県の積算とは無関係に設定される。
- これらの課題があることから、本県では、最低制限価格の類推等の対策として、総合評価方式の拡大や予定価格の事後公表などにより対応したい。